

三世代同居等支援事業 補助金をご利用ください

市では、親および子の世帯のいずれかまたはその全部が市外から転入し、三世代で同居・近居（※）をする方に、住宅取得費用の一部を補助します。

- ※近居（①②のいずれか）
- ① それぞれの世帯が茂原市内に居住すること
 - ② 一方の世帯が長生郡内に居住し、交付対象の世帯が茂原市内に居住すること

◆対象者

三世代で同居・近居をする目的で市内に住宅を新築・増築・購入する方で、次の条件等に該当する方（詳しくはお問い合わせください）。

- ① 市外から転入する方
- ② 申請日前1年の間に茂原市内に居住していない方
- ③ 10年以上三世代で同居・近居をする予定の方
- ④ 市税等の滞納がない方

◆補助金額

工事または売買金額の

- 1/2のうち
- ① 新築・購入 限度額100万円
- ② 増築 限度額50万円

◆申請期限

予算額に達するまで
※必ず住宅取得に係る契約前に申請してください。

申請・問合せ
建築課（8階）

TEL (20) 15888 FAX (20) 16006

がけ地崩壊対策工事費用を補助します



市では、がけ地崩壊による災害から住民の生命・身体または財産を保護するため、がけ地崩壊対策工事費用の一部を補助します。

◆対象者

市内にある危険住居の所有者または危険住居が隣接する土地の所有者

◆対象経費

がけ地崩壊による災害から保護するために必要とする擁壁等の構造物設置工事費用

◆補助金額

対象経費の1/2以内
(限度額50万円)

◆申請期限

予算額に達するまで
※必ず契約前にご相談ください。

◆用語の定義

【がけ地】
傾斜度が30度以上、垂直高さ5メートル以上であるものの

【危険住居】
危険区域内に現に居住する住宅

【危険区域】
がけ地、がけ上（がけ地の上端からがけの垂直高さ1倍の距離）、がけ下（がけ地の下端からがけの垂直高さ2倍の距離）

【擁壁】

がけ地崩壊を防止し、住居を防護するために必要な工作物で、コンクリート造、その他これに類する材料を用いた構造のもの

